

第1341号

AFN-1341

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2020年 11/16 (月)

## 『今年の年末調整は改正事項が多く要注意！ 給与所得控除の引下げや基礎控除額引上げ』

2020年の年末調整に影響する主な税制改正には、(1)給与所得控除の引下げ、(2)基礎控除額の引上げ、(3)所得金額調整控除の創設、(4)配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し、の4つがある。

給与所得控除額は、2020年1月以降は一律10万円ずつ引き下げられている。同時に、上限額の適用される収入金額が「1000万円超」から「850万円超」に引き下げられ、かつ、控除上限額が220万円から195万円に引き下げられる。給与所得控除額が引き下げられているが、「基礎控除の引上げ」により相殺され、多くの人には影響はない。ただ、年収が850万円を超えると、10万円以上の控除額の引下げとなるので、実質的な増税となる。

次に、(2)の基礎控除額は、収入が給与収入のみの場合、合計所得金額2400万円以下の場合、48万円、同2400万円超2450万円以下の場合、32万円、同2450万円超2500万円以下の場合、16万円となり、合計所得金額2500万円を超えると適用はなしになる。基礎控除の判定にあたり、昨年までは配偶者(特別)控除を受けるときのみ申告が必要だった「給与以外の収入」について、ほぼ全ての納税者について申告が必要になる。

(3)の所得金額調整控除の創設は、年収850万円超は実質増税となるが、子育てや介護世帯の税負担を増やさないように、同制度が創設された。同一生計配偶者または扶養親族については、自分以外の所得者が控除対象としている場合も対象にできる。例えば、共働き世帯で、夫の扶養控除対象としている23歳未満の子供がいる場合、妻も所得金額調整控除の対象となる。

(4)は、「給与所得控除額の引下げ」と「基礎控除の引上げ」に伴う、各種所得控除を受けるための扶養親族等の所得要件が引き上げられているが、収入が給与のみの場合は、特に影響はない。

## 『中小企業の景況、依然厳しい やや改善の方向に—日本公庫』

日本政策金融公庫は全国中小企業動向調査結果(7~9月期実績、10~12月以降見通し)を公表。中小企業の景況について、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるとの認識を示した。前回は感染症の影響により急速に悪化し、極めて厳しい状況にある、だったので、やや上向き方向に修正した形。小企業の景況についても、感染症の影響により依然として厳しい状況にあるとしたが、感染症の影響により急速に悪化し、極めて厳しい状況にあるとした前回に比べるとやや緩めた。中小企業については、業況判断DIが前期からマイナス幅が縮小し▲52.0となり、来期以降もマイナス幅が縮小する見通し。売り上げDIも前期からマイナス幅が縮小して▲55.3。来期以降もマイナス幅が縮小する見通し。純益率DIも前期からマイナス幅が縮小し▲43.0となった。来期以降もマイナス幅が縮小しそう。小企業については、業況判断DIが前期からマイナス幅が縮小し▲63.3となったが、来期はマイナス幅が再び拡大する見通し。売り上げDIも前期からマイナス幅が縮小し▲65.8となったが、来期はマイナス幅の拡大が見込まれている。採算DIは前期からマイナス幅が縮小し▲49.4。来期もマイナス幅縮小の見通し。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

## 葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)